

〔講演録〕

## 脱宗教国家と信教の自由<sup>\*</sup>

高 橋 洋

ただいまご紹介いただきました高橋と申します。法学部の皆さんの中には、教養科目の「人間の尊厳と平等Ⅰ、Ⅱ」という授業を受講していただいた方もいらっしゃるのではないかと思います。普段は、日進キャンパスの研究室におりますので、皆さんとお会いする機会が少ないのですが、今日は、宗教法制研究所のほうの講演をやれということで、ご指名をいただきました。少しお時間をいただいて、「脱宗教国家と信教の自由」というテーマで、話をさせていただきたいと思っています。

時間もあまりありませんので、早速、本題のほうに入りたいと思います。最初に、宗教とは何かということですが、宗教を一口で定義をするというのは、なかなか難しいので、一つの例として、紹介をするということです。レジュメのほうに引いておきましたのは、津地鎮祭訴訟の控訴審名古屋高裁判決の一節です。そこでは「超自然的、超人間の本質（すなわち絶対者、造物主、至高の存在等、なかなづく神、仏、霊等）の存在を確信し、畏敬崇拝する心情と行為」と定義しています。これだけ見ますと、正に、宗教の核心の部分だけを指して言っているように思います。実際にはもっと広く、宗教は、同じ津地鎮祭訴訟の最高裁判決が言うておりますように、「信仰という個人の内心的な事象」に限らず、「極めて多方面にわたる外部的な社会事象」に及ぶものであり、我々の生活のあらゆる場面に様々な影響を及ぼし、行為の指針となり、あるいは心のやすらぎを与えるものになっ

---

\* この講演録は、2021年12月16日（木）に愛知学院大学名城公園キャンパスで開催された宗教法制研究所講演会の内容を記録したものです。

ています。そうした宗教というものは、人類史が始まって以来、長い間私  
たちと共にあったわけですが、人間が理解できない難しい現象に出  
会ったときに、これを説明する、あるいは、それを見て何らかの納得をす  
るというためには、宗教的な説明というのが、不可欠だったのでしょう。  
そういう説明を与えられる人が、宗教的な指導者として、多くの人々を引  
張ってきたのだらうと思います。しかし、人間はどんどん進歩いたしまし  
て、それまでは説明不可能であった自然現象や、あるいは、人間の精神作  
用などについて、科学的な認識というものを深めてきました。そういう認  
識の発展、科学の進歩が一方にあり、他方でそれと反比例するのだらうと  
思いますけれども、宗教的な説明、世界観というのは縮小する、後退する、  
そのような流れ、人間の歴史の流れというものがあったのではないかと思  
います。もちろん、そのような動きが直線的、単線的にあったわけではも  
ちろんなくて、難しい問題に直面すれば、宗教の世界に逃げ込む—という  
と、おかしい、と叱られるかもしれませんが—そういうような場面も、も  
ちろんあるのだらうということです。宇宙飛行士が、宇宙空間に飛び出し  
て、青い地球を見た時に、「なんて美しいのだらう。それを見て、私は神  
の存在を確信した」と、こういう感動を抱く人もいるわけでありませ  
ん。人類の認識の進歩と、宗教というのが複雑に絡み合いながら、それ  
でも科学的な認識が拡大するという、そういう—これ自体が、私の一種の宗教  
的世界観かもしれませんが—ことがあったのだらうというふうに思っ  
ています。

こういう宗教と人間の歴史との関係の中で、とりわけ私たちが今暮ら  
しているこの近代社会、近代国家というものが、宗教に対してどのような  
スタンスをとっているのか、とるべきなのかが、今日的な問題です。宗教  
に対する私たちの社会のスタンスというのは、基本的には、各国の憲法な  
どに定められているところです。日本国憲法も、その例外ではありません。  
日本国憲法がこの点で何を定めているかということについては、憲法の講  
義でお聴きになっていると思いますが、基本的には、信教の自由、つまり

信仰の自由、宗教的行為の自由、あるいは宗教的結社の自由というものを認め、かつ政教分離の原則を定めています。また世界では、基本的には宗教的多数者の特権を認めつつ、宗教的少数者の自由をも認める、いわゆる宗教的寛容という態度でもって宗教を扱うという、そういう国もあれば、国は宗教的中立を保ちながら、多数派や少数派の区別なく、信仰及び宗教的行為の自由等を認める、こういう国もあるわけです。基本的には、こういう信仰の自由や、あるいは宗教的行為の自由を認めるわけですが、国家が宗教に対して、どういう関係を結ぶかということで、国家が特定の宗教教団に肩入れせずに、とりわけ多数派宗教教団による政治への介入を排除するという、こういう政教分離という考え方に基づく国が多くなってきているということでもあります。よく知られているように、フランスでは、政教分離を表すのに「ライシテ」という言葉が使われていますけれども、信教の自由を保障しながら、国家自身が宗教に対してどういう態度、行動を取るのかという、これがまた、信教の自由とは別に問題になる場面が少なくないということです。そのように、多くの国家が、個人に対しては信教の自由を認め、あるいは宗教教団との関係においては国と一定の距離において、あまり宗教には干渉しないという、こういう対応をとってきているわけです。しかし、今日、いろんな国で問題になっておりますように、この宗教自体が重要性を失ったとか、宗教をめぐる紛争が基本的に解決に至っているかという、とてもそうではないという状況があります。未だに、人間の科学的知見では、宗教に取って代わるというようなところまではきていないという、そういう状況であろうかと思えます。もちろん、宗教者にとっては、科学的な知見が宗教に取って代わるというようなことは、未来永劫あり得ないという、こういうことかもしれませんけれども。宗教は、現世の生活の中で様々な矛盾を抱えて生きている、そういう人たちに一定の救いを与える、あるいは与えるような教えを広めています。私のように、そのうちいつかは科学がほとんどの問題を解明してくれるに違いないというふうに考えている者からすれば、そういう宗教というのは、人

間を様々な宗教の遅れた認識に留め置く、そういうマイナスの側面を持っているものではないかということにもなります。そういう考え方からすれば、国家が、宗教性から脱して、世俗的な国家になるということは、国民の意識を高めていく、そういう役割をも負うことにもなるのだとも言えます。国家が、宗教とどういう関係を結ばなければならないかというのは、まだまだ一義的に解決のつく問題ではないでしょう。私自身も、そんなに単純に考えているわけではありませんけれども、今の世の中の状況を見つ、宗教というものを客観的に考えていきたいというふうに思っています。

さてここからは、司法試験の予備試験というものに出題された問題、これを素材として扱っていきたいというふうに思います。レジュメの最後のところに、資料としてつけておきましたが、これは、2019年の司法試験予備試験の憲法の論文式問題です。ここで、宗教と国家、そして良心の自由、信仰の自由というものがテーマとして取り上げられた問題が出たということです。読むと長くなりますので、簡単に骨格だけを紹介したいと思いますけれども、ここでは、一おそらくは、イスラム教を念頭においているものだと思いますが—B教という宗教の信者で、このB教の戒律に従ったために、水泳の授業に参加できず、代わりに他の体育の種目をやらせて欲しい、あるいは、レポート等で代えてくれという、代替措置を求めた女子中学生Xがいたということです。水泳ということになると、水着を着なければいけないのですが、それがB教の戒律では禁止されているからです。ところが、その中学校の校長といいますか、体育の教師は、生徒Xの求めた代替措置を取らなかった。欠席だということにして、成績をつけました。そうすると、当然、悪い成績、低い成績ということになります。そのため、その少女は、高校入試に失敗してしまいました。公立高校の入試を受けたのですけれども、内申書の体育の成績が悪くて、合格にとどかなかったということです。では、私立高校はどうだったのかとか、他の成績も悪かったのだろうかというようなつっこみは別にしまして、とにかく、宗教上の戒律に

従ったために授業に出られなかった体育の成績が非常に低かった。それによって、不利益を被った。納得できない少女Xは、何らかの法的措置を考えている。こういう場面設定です。資料の問題の後のほうに、「出題の趣旨」というものが付いています。これは、司法試験というのは、親切なことに、問題についての解説をしてくれるのです。もちろん、採点が終わって、合格者を発表してから出てくるのですけれども、「出題の趣旨」というのが発表されます。司法試験の本試験になりますと、さらに「採点実感」という、採点した採点委員の方たちが、今度の試験の答えはどうだったのか、ということをもとめたものが発表される。受験生はそれを読んでまた勉強するわけですね。その「出題の趣旨」で何が書かれているかという、この問題では、次のような論点があるということを教えています。一つは「信教の自由に基づく一般的な義務の免除の可否」という点です。その宗教の教えに背くようなことが法律その他の法規によって義務づけられていても、信教の自由によって、信者はそれを行う義務を免除されるのか、という問題です。たとえば「私の信じる宗教では、国に対して税金を払わなくてもいいという教えになっている。だから、私は信教の自由に基づいて税金を払わない」、こういうことが許されるか。例を出すと、そういうことです。第二の論点は、宗教上の理由で水泳の授業が受けられないという生徒から、他の授業で代替してほしい、例えば、陸上競技であるとか、あるいは球技であるとか、そういうもので代えてほしい、そのような要求を生徒が出したときの学校側の対応の問題です。学校側はそれを受け入れなかった。なぜかという、特定の宗教を信仰している人にだけそういう措置を取ると、その宗教を援助・助長していることになるのではないか。そうすると、いわゆる目的効果論・目的効果基準によれば、政教分離原則に違反することになると考えられる。そういう特定の宗教の信者に対して、特別な措置を取ることの可否の問題というのが、2番目に指摘されています。第3の論点として、教育を受ける権利があげられています。このケースでXはその教育を受ける権利を侵害されたのか。中学生ですから、水泳

の授業を受けられないという時に、代替授業を受ける、そういう教育を受ける権利があるのだろうか。そういう論点がある。さらにはXが外国人の中学生であったことから、外国人の人権享有主体性や未成年者の人権、こういう論点もあると指摘されています。そして出題者としては、第一と第二の論点を十分に論じてほしいということでもあります。

さらに、丁寧にも、剣道受講拒否事件の最高裁判決—この剣道受講拒否の事件は、ご承知のように、憲法の授業を受けていただければ、だいたい教わるだろうという、非常に有名な事件ですね。—これを意識しなさいという、こういう説明が付いている。この剣道受講拒否事件では、どういうことが問題になったかという、事案としては、自己の信ずる宗教、エホバの証人という宗派の教えに従って、その教えに反する必修の剣道を受講せず、代替措置を求めた高等専門学校がいたということです。ところが、学校側はこの代替措置をとることを拒否しました。結局この学生は、その剣道の実技には参加せずに、レポートを書いたり、いろいろな努力をしたりしたわけですが、学校側はそれを評価せず、結局、体育の単位が取れないということになりまして、最初の1年目は、原級留置、いわゆる留年ですが、こういう処分をし、2年目は、2年続きの留年は認めないということで、結局、退学処分が行われて、この学生は退学させられました。これらの原級留置処分や退学処分は適法なのか、違法ではないのかということで、学生は、訴訟を起こしたということです。その結果、最高裁は、学生側の言い分を認めて、高等専門学校の行った処分を取り消すという、こういう判決に至ったものです。

剣道受講拒否の事件と、予備試験の問題に出てきた、水泳が受けられないという女子生徒の問題とは、共通している点がたくさんあります。一つは、自分の通う学校が、自分の信ずる宗教上の戒律に反する内容の、あるいは形態で授業を行っている場合、生徒や学生は、その授業を受けなくとも単位を取得できるのか、あるいは不利に扱われないのか、もしくは代替授業を受けることができるのかという問題です。法的に言うと、信教の

自由、あるいは、信仰に基づく行為は、校則や法律といった、該当するものの全てに適用されるべき法規の適用を排除する、そういう効力を持つのか。信教の自由を保障するということは、そういう、一般的な義務を免除することになるのだろうか。裏を返せば、ある者に自己の信仰に基づく宗教上の戒律に反することを強制すること、あるいはそれをしないことを理由に不利益を課すことは、その者の信教の自由を侵害することになるのか、ならないのか。それは憲法20条1項前段、あるいは、20条2項、そして20条3項に反するのではないかという問題があるわけです。憲法20条の講義のときには、そのような、いわゆる信仰の自由と、一般的な法秩序との衝突が問題となった事例が、いくつか紹介されていることと思います。たとえば、加持祈祷事件だとか、あるいは下級審の事件ですが神戸牧会事件や日曜参観事件ですね。これらは『憲法判例百選』などにも載っている著名な事件ですが、こういう、信教の自由、信仰の自由と公の秩序がぶつかった時に、どちらが優先されるか、こういう問題があります。

2番目の共通する論点は、授業を受けなくとも単位を認めたりすることが、その学生や生徒の信ずる宗教を援助・助長することになるのかどうかということです。つまり、このことが、最高裁の基準によれば、政教分離原則に反することになるのかどうか、ということ。つまり、ある者の信仰を尊重して、他の者と異なる待遇を与えることは、その者が属する宗教団体に、特権を与えるのと同義であり、また、そのことを通じて、その宗教の教義を広めるといふ、宗教的活動をしていることになるのではないかと、こういう問題があるということです。

3番目の問題としては、教育上の措置、つまり、校長や教員の教育における裁量権の行使の適・不適、ひいては適法・違法が問題となる事案だということです。宗教上の理由から授業を受けたくないという学生に対して、学校側はどういう対応を取ればよかったのか。機械的な対応が学校側に課せられているわけではなくて、学校側は、様々な柔軟な対応が可能であっ

たでしょう。つまり、裁量権があると。その裁量が、きちんとなされていたのかどうか、ということが問題です。それを、裁判所は、行政上の裁量のいわゆる踰越・濫用があったのか、なかったのかという形で、チェックしていくということになります。この点で、剣道受講拒否事件の最高裁の判決は、裁判所は、まずは「校長の裁量権の行使としての処分が、全く事実の基礎を欠くか、または社会観念上、著しく妥当を欠き、裁量権の範囲を超え、または、裁量権を濫用してされたと認められる場合に限り、違法であると判断すべきものである」としました。ただし、さらに進めて「退学処分は、学生の身分をはく奪する重大な措置であり、当該学生を学外に排除することが教育上やむを得ないと認められる場合に限って、退学処分を選択すべきであり、その要件の認定につき、他の処分の選択に比較して、特に慎重な配慮を要求するものである」と述べています。つまり、前段では、学校側の教育的な裁量を広く認める、そういう考え方ですけれども、しかしその行う処分が、留年とか退学といった重大な処分である場合には、慎重な配慮をなさいという言い方をしている。つまり、言ってみれば、違憲審査をやるにあたって、審査基準をひとつ厳格なものに格上げする、こういうことが必要だということを、最高裁は認めているのだと思います。留年とか、あるいは退学というのは、剣道受講拒否の場合でありまして、司法試験予備試験の問題の場合には、単に体育の成績が悪くなっただけで、水泳に参加していれば、体育で5か4を取っていたかもしれないけれども、水泳に参加しなかったために2だったという、こういうことです。だから、ここだけを見ますと、裁量の審査をする時に、裁判所は、ことさらに厳しく見なくてもいいのではないかという、そういう考え方もできるところです。結局は、体育の成績がもとで、高等学校に入学できなかった、私立高校に行くには、外国人労働者の子どもとして、余裕がなかったという、そういう事情を勘案すれば、結局、高校での教育を受ける権利が妨げられた。そこまで考えれば、退学処分と同じように、厳しい審査が必要だと、こういう議論の立て方も可能です。司法試験の憲法の試験は、問題の事案を、原

告か被告かのどちらかの立場に立って、一定の結論を論証するという試験ですから、水泳の授業というのを、中学だけの問題だと取るか、高校入試までの問題として考えるのかということところが、一つの論証の分かれ目になる。そういう可能性のあるところなんです。このように受けた不利益の評価は、二つの事案で異なるというふうに言ってもいいのかもしれませんが、さらに、両者で異なる論点があります。

一つは剣道受講拒否の場合は、授業の中身が剣道であり、予備試験の問題の場合は、水泳である。最高裁は、剣道受講拒否の場合には、高等専門学校という学校で、剣道がどれほど重要か、重要ではないかということも、勘案しました。それに対して、予備試験の問題では水泳が中学生にとって、どれほど重要なのか、そういう評価もしないといけないということになります。ただ、水泳というのは、水着を着て受けるというのが、基本です。その場合、男子もそうかもしれませんが、女子にとってみると、水着を人前で着るとするのは恥ずかしい、そういうことがあったりします。つまり、手足が覆われず、体型がはっきり分かるような水着での水泳の授業を強制すること、これがどうなのかという問題です。そういう服装を女性には対しては禁止するというイスラム教の一部宗派などに対しては、それは女性に対する差別、抑圧だという批判があります。なぜ外出するのに、頭からすっぽりとマントのようなヒジャブと呼ばれるようなものを身につけなければならないのか。そのような戒律が女性の社会的な活動というものを抑制して、女性の地位を下げると、そういうものにつながるという、こういう批判、つまり、いわゆるジェンダー平等という視点からの批判があります。しかし、逆に、ことさらに女性の体を露出させるような、この場合は、体育の標準服というか、ユニフォームですが、そのようなものを着せることへの批判もあります。レジュメの中に、朝日新聞に載っていた記事の抜粋を引用しておきましたけれども、体操競技などで、ことさらに、体型をあらわにするようなユニフォームというものを選手に着させない、あるいは選手が着ないという、こういう選択をしたドイツのチームの例が

紹介されています。オリンピックで、女子選手を追いかけ回して写真を撮るといふ、まさに性犯罪と紙一重のような人たちがいるわけですので、そういう視点から、女性に対して、水泳の競技で肌をあらわにするような水着を強制するということがおかしいという、こういう議論もあるところですよ。言ってみれば、女性であるが故の問題がここにはあります。もちろん、男子についても、同じような感情を抱く人はいるわけでしょうから、男子でも、水泳パンツ 1 枚で授業なんて受けたくないという人もいるかもしれません。そういう問題もあるところですよ。

さらに両事案での異なる点としては、ほかにもいくつか挙げることが出来ます。一方は、高専生、つまり、剣道受講当時は16歳、高専の1年生だったのですが、他方は中学の1年生のころからの問題です。それから、今言ったように、授業の中身が違う。さらには、処分が違う。こういうところを、どういうふうに考え合わせていくのかということですよ。つまり、宗教の問題だけでは、実は片付かないという、こういうところがあったりします。信仰の自由というの、もちろん、これらの問題の中心にあるわけですけども、それだけではない問題がある。

特に、問題には直接は出てこない、そういう、陰の主役がいるのではないかと思います。一つは、親の問題。子ども、特に中学生が、自分の判断でそういう宗教的な戒律を身に付け、自分の服装を決めるということに至ったのかといえば、おそらくは、そうではないだろう。親による教育、あるいは、親が暮らす社会での様々な影響というものがあって、はじめて、自分は水着になるのは嫌だと、そういう判断に到達したのであろうというふう想像されます。ドイツの基本法などには、「親権者は、子どもを宗教の授業に参加させることについて決定する権利を有する」という、こういうような規定もあるぐらいで、カトリックの宗派教育に子どもを出席させるか、それともプロテスタントの宗派教育に出席させるのか、あるいは、そのほかの宗教の授業に参加させるのか、それを決めるのは親だと、親のいわゆる教育権という定めがあり、宗教について親に決定権があることが

認められています。裏を返せばそれを決めるのは国家ではないということですが、子供からすれば、宗教を決めるのは自分ではなく親だ、というように感じられる。宗教教育というものは、多くの場合宗教そのものだけではなく、道徳や倫理に関わるものを含みます。「汝の隣人を愛せよ」とか、そうした道徳・倫理に関わることを、宗教という形で教わる。そういう内面的な道徳であるとか、倫理というものを、どういうふうに子どもに教えるのか、どういう内容のものを教えるかというのは、国家ではなく、親が決めるということです。問題になった授業は、両事案とも体育でして、宗教の時間ではありません。しかし、体育であろうと、ほかの授業であろうと、様々な形で、道徳や倫理に関わるのが、授業を通じて、生徒たち、あるいは学生に伝えられていきます。日本史とか、世界史とかの歴史観に関わる授業、あるいは、芸術に関する授業もそうです。いったいどういう歌を選択するか、あるいはどういう絵を鑑賞させるか。いずれも、多少距離はありますけれども、道徳や倫理に関わる問題を含む。体育もしかり。集団教育というものを中心に体育を構成するか、それとも個人競技中心か、あるいは運動会で問題になったように、順位をつけるかつけないか、というようなことが、いろいろと子どもに影響を及ぼすということがあつたりします。それに親がどこまで関与できるか、これが、一つの陰の主役です。

2番目に、これは、剣道受講拒否の問題ですけれども、エホバの証人という宗教団体の問題があります。エホバの証人というのは、キリスト教系の教団と言われますが、一般的な社会規範から見ると少々変わった(?)教義・戒律を有する少数派の教団です。こういう少数派の教団、宗教団体が登場してきたときに、国家はどのような対応を取るべきか、ということが問題になります。特に教団の教義の中身、あるいは、戒律の中身が問題になったりするわけですね。エホバの証人という教団は、宗教的な戒律の遵守と言いますか、それを守ることに對して、厳しい教団です。しかも、我々(私?)のような一般市民と比べると、特異な戒律なり教義を信奉しています。これまでも問題となったように、この教団の信者は輸血を受け付

けないということです。あるいは、剣道実技拒否で問題になったように、格技を拒否、つまり、人と争うということを拒否する。争うということを拒否しつつ、いろんなところで裁判で争っていて、いろいろな興味深い憲法上のテーマを提供してくれる集団、教団ではあります。日本でも、例えば、エホバの証人の信者が交通事故を起こして人を死なせてしまった。ところが、お見舞いにその加害者が来たので、「そこに仏壇があるから、線香あげて拝んでくれ」と言ったところ、「私たちは、そういう謝り方はできません」ということで、被害者の家族の心情を逆なでするような態度に終始したというような事件もありました。それに対して、裁判所は、基本的には謝っていないということで、慰謝料の額を増額したということです。そういう、我々の目から見ると、多少特異なところがある教団というものをどう扱うのか、扱うと言うと失礼かもしれませんが、どういうふうに評価し、対応するのかということが、一つの問題となります。

もう一つの陰の主役は、学校教育で生じた問題なので、当然「格技をやれ」と決めた国家、文科省です。あるいは、公立学校で生じた問題なので、教科について様々な指示を出しているかもしれない教育委員会です。そういうようなところが問題としては出てきていないのですが、当然、こうした学校を管轄する公的な機関がどういう責任を負うのかということが問題になり得ます。そうすると、なぜ高等専門学校で格技が必修なのか、そこまで議論をしないといけないだろうということです。剣道受講拒否事件などでは、それは必修なのだということを前提に判決が書かれていたり、あるいは、試験では答案を書いたりということになるのかもしれませんが、現実の問題として起こったときには、やはり、あまり安易に現状を前提として、これを崩さない形で物を考えるというようなことではなくて、まずは、前提すら疑ってかかるということが大事だろうということです。

こういう問題というのは、学校教育の中で起こっているということです。学校というのは、非常に大事な場であって、人間が成長していくにあたって、現代社会では、必ず通らなければいけない過程です。そうすると、そ

の学校で、どういう教育が行われるかというのは、これは、個人にとっても、極めて重要な問題であると同時に、社会全体にとっても、非常に大きなこととなります。こういう、学校における宗教をめぐるトラブルというのは、日本だけではなくて、いくつもの国で起こっている事柄ではあります。例えば、水泳ということに関して言うと、水泳の授業に際してのムスリム、イスラム教徒の女子生徒が、これは、中学校のレベルにあたる学校で、水泳の授業で、男女が同じ授業を受ける、男女「共習」という授業形態が嫌だと主張した例があるということです。「それは、私の宗教では認められていない。だから、女の子は女の子で授業をして」と、こういう要求です。もちろん、この点は、日本は、おそらくクリアするのではないかと思います。私のような年代の者にとっては、中学のときから、体育は、男子と女子は別々でした。だから、夏になって、水泳の時間になっても、女子生徒の水着姿というのは見たことがないという、こういう状況だったわけですが、今はどうだかよく知りませんが、これは宗教的な理由ではないと思いますが。そういう、男女と一緒に勉強をする、一緒に授業を受けるということに対する拒否というのもあり得るわけです。さらに有名な例では、公立学校に、イスラムの基準に沿って、深く、頭髪が見えないようにスカーフを被って登校をする、あるいは授業を受けるという問題が、これも世界各地で起こっているということです。そのような問題が、宗教的な少数者の主張として、様々な形で出てきているということがあります。この問題に、各国の政府や裁判所、学校は、苦慮しているというのが実情だろうと思います。

こういう問題を考えるときに、国家は宗教と距離を取るという考え方が、今日では多くの国で基本的に採用されています。いわゆる政教分離という考え方ですね。そして、この政教分離というのは、近代市民社会が生まれるときに、それと並行して、確立・成立してきた考え方だということです。そこで、政教分離に先行して存在していた、いわゆる政教一致、あるいは祭政一致といった考え方・体制について少し振り返っておこうと思います。

もちろんそうしたものには国によって様々な形があったと思うのですが、簡単に整理をするといくつかに分けることができるでしょう。一つの類型としては、宗教権力による政治権力の掌握型というのが考えられます。いわゆる神官政治と呼ばれるような、宗教上の指導者が、そのまま政治権力を握るという形態です。最近のアフガニスタンの体制が、それにあたるかどうかはわかりませんが、それに近いような気がします。そういう、宗教優先型の体制が、一つは考えられるということです。それから、2番目に、世俗権力と宗教権力が拮抗する、どちらも、それぞれが上位の権力であるということを主張する状況が考えられます。ヨーロッパにおいて、ローマ教会という宗教権力と、皇帝や各国国王という世俗権力とが、長い間しのぎを削ってきたということがあります。そして3番目には、政治権力による宗教の利用型とでもいう形があります。つまり、政治権力の側が、その支配のために宗教を利用するという形態です。戦前の日本を考えると、政治権力が、神道という一つの宗教を、国民を支配するために利用してきた、そういう体制だったというふうに、捉えることが可能ではないかというふうに思います。そのへんのところを、伊藤博文などは、天皇という存在を国民統合の手段として、ヨーロッパにおけるキリスト教に代わるものとして、かなり直截的に表現しています。ただ、伊藤博文の考え方では、天皇制なりそれを支える神道というものを、宗教というふうに考えていたかどうかは、微妙なところです。ただ時間の経過とともに、神道が宗教として純化・浸透していった、というふうに捉えることはできるかもしれません。日本の場合には、政教一致・祭政一致という体制が、政治権力主導のもとで作られてきたということは否定できないように思います。伊藤たち維新の「元勳」と呼ばれているような人たちは、基本的に、天皇は利用するものだという感覚があったのかもしれませんが、自分たちがそれを祀り上げて、尊いものだというふうにしていく間に、それが底辺から浸透していく、こういう流れがあったのだらうと思います。いわゆる国家神道というのは、それほど確固たるものではなかったという評価もありま

すけれども、一つは小学校レベルのいわゆる皇民教育、そしてもう一つは徴兵制の下での兵営内での皇軍教育、こういう中で、教育勅語や軍人勅諭によって天皇に対する忠誠というものを叩き込まれ、いわゆる天皇教というふうに言われるような宗教ないし宗教感情が、強固になっていったものと思われます。

そのような政教一致の段階から、政教分離というレベルに移行するということに関しては、各国とも苦難に満ちた道を歩んできたと言っていいでしょう。宗教戦争と市民革命を経て、政治と宗教との間に新たな関係が徐々に作られてきたのです。フランスでは、1789年の大革命の時に、教皇権力や国内のカトリック教団といったんは手を切って、ロベスピエールの指導のもとに、最高存在を祭るという、いわゆる市民宗教を創出しようとしたわけですが、結局うまくいかなかった。その後、ナポレオンとローマ教会との間で、いわゆるコンコルダートという協定を結んで、一定の妥協を図りました。カトリックが、国民の大多数を占めるという国家で、ローマ教会の影響力や国内のカトリック教会の活動を認めつつ、いかにそれをおさえていくかという努力を重ねてきたということです。言ってみれば、フランスが、その後の変転を経て、今日のような政教分離、「ライシテ」と呼ばれる原理を確立するまでに、200年もかかっている。そしてまだまだ、そのカトリックと国や公共団体との関係が問題となったりします。カトリックの運営する学校への公費助成の問題は、フランスを二分するような大問題となったりします。よく、主権は3つの要素からなるという議論をしますが、対外的な主権というのは、まさにフランス国王、フランス国家にとってみれば、ローマ教皇とどう対峙するかという、宗教的な問題でもあったということです。ナポレオンが、「ナポレオン法典」と呼ばれる民法典を作って、宗教的な考え方から、市民社会を脱皮させていくという、そういう努力が行われて、現在の市民社会が成り立ってきたわけですね。それは、政治と宗教の分離というだけではなくて、独立した個人からなる市民社会というものを作り出すための努力でもあったということだ

ろうと思います。フランスはいわゆる中間団体を認めず、市民が直接国家と向き合う国だと言われますが、その中間団体の最有力なものが教会であったと思います。フランスは、2世紀以上にわたって、ローマ教皇権、あるいはカトリックという教団との間で、様々な葛藤を繰り返してきているということです。日本は、1946年に、天皇がいわゆる「人間宣言」というものを出して、国家神道体制から脱却しようとはしますが、その前年に、「神道指令」という天の声が、占領軍総司令部から出されています。そして1947年には、日本国憲法の信教の自由・政教分離規定によって、戦後日本の政教関係が基本的に決まります。それから75年、明治維新から戦前の祭政一致体制が形成・継続した期間とほぼ同じですが、戦前との連続の側面はかなり強いものがあると感じます。それを維持あるいは復活しようという力が強いということでしょうか。

日本では、基本的に政治権力側が宗教を利用してきたということがあるので、政教一致の体制から脱するには、政治権力側が決断すれば十分なわけです。過去のフランスのように、ローマ教皇がフランス国内のカトリック教徒に何か指令を飛ばすと、フランスのカトリック教会や信者である多くの国民がそれに従って行動するような状況ではないと思います。しかし、現在の日本政府に、そういう意志があるかどうかということが、非常に大きな問題だろうというふうに思います。靖国神社への首相や閣僚の「公式参拝」、つまり公的な身分を持つ者が、その公的な身分で参拝をするというのは大きな問題だということによく報じられますけれども、毎年お正月に、首相をはじめ閣僚たちがうち揃って伊勢神宮に参拝しているということについては、あまり大きな問題とされていないという状況があったりします。靖国についても、なぜ靖国に参拝するのがまずいかというと、それは、あそこにA級戦犯が祀られているからで、そうでなければ問題ではないという意見もありますけれども、それは、かなり問題を矮小化しているように思います。官軍側あるいは日本軍の戦死・戦病死者を神格化し、国民を戦場へと駆り立てたことへの反省が必要だろうと思います。それを

含めて、やっぱり、政治が神道ときちんと一線を画すということが大事でしょう。なぜ神道との縁を切れないかということですが、一つは、政治権力の正統性ということで、いまだに民主主義に立脚しきれていないという、こういう問題があるかと思います。フランスでは、革命によって共和制が樹立され、その後、紆余曲折はありますが、選挙で選ばれる議会、その多数派が政府を形成するのだという、これが一つの「ライシテ」だと、政教分離だというふうに理解をされています。つまり、神や、あるいは、ローマ教皇権によって正統化される政権ではなくて、国民によって正統化される政治権力が統治するということが、正に政教分離だということなのです。ところが、なかなか、そうはいかないというのが現実であったりします。日本国憲法の第1章は、「天皇」ということになっておりまして、内閣総理大臣は天皇によって任命される。これは、全く形式的な話であるはずなのですが、どこか、政治家の脳裏の中には、自分は天皇によって任命されたのだという意識がないのかどうか、それが、非常に大きな問題だろうと思います。一チャイムが鳴ってしまいましたが(笑)。第2には、戦前の祭政一致体制への対し方です。その核心には、戦前の日本の祭政一致下での軍国主義をどう反省するかという問題があります。その辺りも、やはり足りないのではないかと感じます。そういう問題と真剣に向き合うということを通じて、日本の政教分離というのは進んでいかなければいけないのだろうというふうに思っています。ちょっと、まとまりがなくなりましたが、時間になりましたので、ここまでにさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。[拍手]

司会：高橋先生、本当にありがとうございました。本来であれば、皆さんの質問を受け付けたいところなのですが、一応、授業の時間中ということもありますので、家族法も、宗教とは無縁ではございませんので、もう少し、先生の話の伺いたいところではあるのですが、残念ながら時間もまいりましたので、以上をもちまして、「令和3年度宗教法制研究所主催講演会」を終了とさせていただきます。では、高橋先生、本当にあり

がとうございました。では、もう一度、盛大な拍手をお願いいたします。〔拍手〕

### 後書き

2022年7月8日に安倍晋三元内閣総理大臣が街頭で射殺されました。この事件を契機として、某宗教教団をめぐる、政治家と宗教教団との関係が、大きな問題として注目を集めています。容疑者の言として報道されているところによれば、容疑者は、母親がある宗教教団の信者となり、自己破産に追い込まれるほどの献金・寄進を繰り返し、そのため家族が崩壊し、自分も大学進学を諦めざるを得なかったため、当該教団への恨みを強めていたが、安倍元首相が当該教団と深い関係にあり、またその広告塔として大きな役割を果たしていたことを知り、教団幹部への襲撃が困難であったことから、選挙の応援演説中の安倍元首相を襲った、ということです。

ここでは本講演のテーマにつながる二つの点について述べておきたいと思います。一つは、いわゆる「宗教2世」の問題です。前述の講演の中で子どもの宗教の問題の背後には親がいる、と申し上げました。親は、基本的には子どもの最善の保護者として、子どもが十全に成長するように努力を惜しまないと思われるのですが、その努力の中には、自己の信ずる宗教に子どもを導くことも含まれます。親は、自己の信仰に基づく宗教行為を行う際に子どもを連れ添い、子どもをその宗教的雰囲気の中で、自己の信ずる宗教を信仰するように育てることが普通でしょう。そこに国家が介入することは、原則として信教の自由の侵害であり、違憲でしょう。しかし、子どもは親とは別の人格ですから、親から独立した信教の自由を有し、あるいは教育を受ける権利、成長する権利を持っています。そこで、親の宗教行為によって子どもの信教の自由、あるいは思想・良心の自由などの自由が抑圧ないし阻害されたらどうなるのでしょうか。今回の事件の容疑者Yは、その母親の行為に起因して、様々な不利益を被ったということです。あるいは、同じ教団の他の親は、その教義に従って子どもの恋愛に干渉し、

自由な恋愛を許さなかった、という事例も報じられています。このように、親による虐待や育児放棄に等しい行為が行われたような場合には、親の信教の自由そして親権は後退せざるを得ないと思います。

この点についてジョン・ロックは、その著『寛容についての手紙』（加藤・李訳、岩波文庫）の中で、どの宗派に属するか、どの信仰を選ぶかは本人の決定するところであることを強調しています。

「教会とは何かについて考えてみましょう。私は、教会とは、神に受け容れられ、また、魂の救済に役立つと判断する仕方神を公的に礼拝するために自主的に結合した人々の自発的な結社であると考えます。

私は、教会とは自由で自発的な結社であるといいました。いかなる人も、生まれながらにある教会の一員であるわけではないのです。そうでなければ、両親の宗教が、現世的な資産の場合と同じように相続の権利によって子供たちに伝えられ、全ての人は土地の保有権と同様の権利によって信仰を保持するということになってしまいますが、これ以上に馬鹿げた話は考えられるでしょうか。

ですからこういうことになります。つまり、誰も、生来的に特定の教会や宗派に結びつけられているわけではなく、すべての人は、（・・・）自ら信じる結社に自発的に参加するということなのです。」

ただし、親と子どもとの宗教的葛藤に国家が介入することは、当然のことながら慎重であるべきです。介入やむなしと判断する際の基準は、本人の訴えとすべきでしょう。ロックが言うとおりに、「自ら信ずる結社に自発的に参加する」のが宗教結社、教団であるとすれば、子どもが親の意向に反する決断をした場合には、その判断は尊重されるべきであり、親が自己の信仰あるいはその教義ないし戒律を押しつけようとすることに対して、子どもを保護する必要があるでしょう。それは育児放棄や児童虐待に準じて考えていいように思います。

第二に、この事件を通して浮かび上がってきたのは、教団と政党との関係です。未だ全容解明とはいかないようですが、それでも政権党と当該教

団との密接な関係が明らかとなっていており、政教分離の観点からも見逃せない問題を提起しています。もちろん現段階では、当該教団が、いわゆる靈感商法と呼ばれる、他人の不安や恐怖をかき立てておいて、高額な商品売りつけるという活動を行ってきた「反社会的団体」という側面から、当該教団と政権党との濃厚な関係が問題視されているということでしょう。しかし、憲法の政教分離原則から考えて、当該教団が宗教法人格を有する宗教組織という面を持っていることを無視することはできないように思います。報じられているところでは、政治家が選挙に際して当該教団から選挙運動等の支援を受け、その見返りとして当該教団（あるいはその関連団体）の様々な行事に出席したり挨拶をしたりするなど、相互に密接な関係が築かれてきているとのことでした。

そこでやはり政党と宗教団体の関係という、本質的な問題が切り捨てられてはならないように思います。ここでも、ジョン・ロックの考え方が参考になります。前に引用した『寛容についての手紙』によれば、ロックはまず、「政治的統治の任務と宗教の任務とを明確に区別し、両者の間に正しい境界線を設定することが何にもまして重要なこと」であるとし、そして前者の政治的統治の任務は、「もっぱら各人の現世的利益（生命、自由、健康、身体的苦痛からの解放、そして貨幣、土地、家屋、家具等の外的な事物の所有）を確保し、維持し、促進する」ことであり、他方、宗教的結社に人が加わるのは「真に神に受け容れられる信仰告白と礼拝とがそこにあると自ら信じる」からであり、したがって後者の任務は「魂の救済への配慮」、「永遠の生命への期待」への配慮にとどまるのであって、現世的利益には関わらない、とします。そこに両者の厳格な境界線が引かれています。

しかし、これはあくまでもロックのプロテスタント的宗教観を前提にしたものであって、キリスト教世界では通用しても、日本ではどうか、ということがあろうかと思えます。冒頭に掲げた名古屋高裁判決の宗教の定義はこれに近いものがあります。ところが、日本の多くの宗教は、そうした

魂の領域にとどまるものは希で、多くの宗教が現世的利益の実現を目指しているのです。神社やお寺の境内で売っているお守りやお札を見れば一目瞭然です。この日本の宗教の特性としての世俗性に世俗権力が絡んでくるし、宗教が世俗的な部分を拡大して政治に介入、ないしそれ自体が政治団体を組織して活動することも出てくるわけです。ここで、日本の政教分離を考える場合に、ロック的な厳格な分離は無理だから緩やかな分離でよしとするのか—それが最高裁の政教分離観です—、それともより厳しいロック的な分離論に近づけていくのかが問われています。私自身は、五穀豊穡や交通安全、安産、学業成就などを神や仏に祈ることを否定はしません。しかし、五穀豊穡のためにどのような農業政策をとり、国家財政をどう使うのかが世俗権力の仕事であり、交通安全のためにどのような交通ルールを定め、それに違反した者にどのような罰を科するかが世俗権力の仕事なのです。世俗権力が交通安全のために市民に神社への参拝を強制すべきでないことは当然ですし、公道の開通式に神職を呼んで安全を祈るべきではないのです。体育館の起工式も同様です。そここのところが日本の最高裁の政教分離論は極めて曖昧だと思います。

宗教側も、様々な世俗の問題を、祈りの問題を超えて現世的に実現しようとする活動を行っています。それが高じると自前の政党を組織することになったりするわけですが、宗教教義という、比較的狭く、また固定的な考え方で一致しているはずの宗教結社の人々が、社会の問題をなんでも取り上げることを使命とする、現世的政治結社で一致した行動がとれる、というのは不思議な気がします。それが教祖や結社幹部の一声で、一般信者が自己の思考は停止したまま一致した行動をとるのだとしたら、それは近代社会における個人主義—それは日本国憲法の基本原理でもあります—とは相容れないものとなるでしょう。

（高橋 洋：愛知学院大学名誉教授）